

厚生常任委員会

平成19年12月12日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

○辻 善次 小林 誠 吉野 俊明

西谷 剛周 木田 守彦

中川議長

欠席委員 里川 宜志子

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 芳村 是

総 務 部 長 池田 善紀 住民生活部長 西本 喜一

福 祉 課 長 西川 肇 同 課 長 補 佐 寺田 良信

同 課 長 補 佐 西梶 浩司 健康推進課長 植村 俊彦

同 課 長 補 佐 猪川 恭弘 同 課 長 補 佐 増井つゆ子

環 境 対 策 課 長 乾 善亮 同 課 長 補 佐 栗本 公生

住 民 課 長 清水 昭雄

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 西谷委員、木田委員

副委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で定足数に達しております。なお、里川委員長から、欠席の通知を受けております。委員長が不在でございますので、委員長に替わりまして職務を行わせていただきますので、本日の委員会がスムーズにいきますよう委員皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、厚生常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

副委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、西谷委員、木田委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第54号、斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について議題と致します。理事者の説明を求めます。

清水住民課長。

住民課長

それでは、議案第54号、斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について、まず議案を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

住民課長 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について、前回の委員会でご説明申し上げたところでございますが、一部変更がありましたのでご説明申し上げます。

1条につきましては、郵便局の指定及び郵便局の名称、これは変更ございません。竜田郵便局、法隆寺郵便局、斑鳩興留郵便局でございます。2条の事務の範囲につきましては、現在取り扱っています分に変更はございません。第3条につきましては、変更がございます。取扱期間につきましては、前回では平成20年1月1日と説明させていただきましたが、郵便局の申し出がありまして4月1日に変更させていただきたいということでございます。4条につきましては、協定でございます。協定には変更ございません。

よろしくご審議のほど、原案どおり議決いただきますようによろしくお願いいたします。以上です。

副委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

副委員長 ございませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。よって議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)陳情第4号、意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書についてを議題と致します。

事務局から陳情文書表を朗読させます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長 それでは、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

副委員長 事務局の説明が終わりました。

この陳情につきまして、委員さんのご意見などございましたら、お伺いいたします。 木田委員。

木田委員 3枚目の意見書モデルの中の下のほうで、記と書いている2番の中に静岡方式の導入などに潜在看護師の再就業支援策の抜本的見直すこと。また、再就業ならびに離職予防のため、院内保育所の拡充をすすめること、こう書かれてますけれど、静岡方式というのはどういうことなのか、聞いてないのでね。何かそれ分かったら教えていただきたいと思います。

副委員長 事務局の方で、今、木田委員から言われた。 植村健康推進課長。

健康推進
課長 静岡方式の具体的な内容につきましては、今、私どもでは分かりませんので、現在調べさせております。ただ、ここに書かれています潜在看護師の再就業支援策ということについては、奈良県で若干進められているように聞いておりました、看護師が例えば結婚や出産等を機会に退職されて、そのまま家庭に入られて、今度育児などが終わった後そのまま家庭におられると。そういう方を、看護師資格は持っておられるわけですから、そういう方をあらためて看護の現場に引き戻していこうと、というような策も行っていると聞いております。ですから、内容としてはそういうようなものだと思いますが、具体的な方法については、調べがつかましたら後でご報告させていただきたいと思えます。

木田委員

それで結構です。

副委員長

他に意見ございませんか。

他に意見もないようですので、とりまとめのため暫時休憩します。

(午前9時7分 休憩)

(午前9時7分 再開)

副委員長

再開いたします。

本陳情書についてとりまとめができましたので、お諮りいたします。

本陳情書について、当委員会として採択すべきものとして、当委員会の発議により意見書を提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

陳情第4号については、当委員会の発議により、議会最終日に意見書の提案をすることとし、当委員会として採択すべきものと決しました。

意見書につきましては、のちほど皆さんにお配りをしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、(3) 陳情第5号、安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書についてを議題と致します。

事務局から陳情文書表を朗読させます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

副委員長 この陳情につきまして、委員さんのご意見などございましたら、お
うかがいたします。ございませんか。

(な し)

副委員長 ほかに意見もないようですので、とりまとめのため暫時休憩します。

(午前9時10分 休憩)

(午前9時10分 再開)

副委員長 再開します。 木田委員。

木田委員 いつやったかな。マスコミ、新聞に書いてあったと思いますけど。
医師の報酬というのですか、これが奈良県は全国的に見たら42位か
なんぼくらいだったんですわ。だから奈良県のお医者さんも、公立病
院のお医者さんなんかも他府県に流れていっているような感じもしま
すけれど。それについて、県のほうかて何か対策とってはんのかなと
思いますけれどね。やっぱり一番大事なその報酬について、他府県と
均衡できるような態勢というか、基準というか、それでなかったらど
んどんと逃げていくように思いますけれど。それらについて、県がど
ういうふうを考えているのか。今までどういうふうに対応してきはっ
たんか、こんなのなんぼ出しても、それに合ったように国も県も動い
てもらわな、採択しても余り意味ないのと違うかと思うからね。こう
いうのかなり現場としては大変な仕事やと思うし、これからも十分な
そういう医療も受けたい、看護も受けたいということからしてね、そ
ういう報酬とかの面でどういうふうに、国や県に働きかけているのか。
こんなの増やせ増やせと言ってもなかなかただそれだけでは増えない
と思いますので。その点について、どういうふうに国や県に働きかけ
はんのか、それを分かったら教えていただきたいと思います。

副委員長 今、木田委員のほうから医師の報酬等、それと県外に流れていくと
というような感じで。事務局でなにか。そういう報酬とかの資料とかは。
小城町長。

町長 県議会のなかで、奈良県が和歌山よりも低いという事と言われて
いますように、奈良県が低いわけですから。ただ問題は、医者が
どうかという問題、医者が不足しているわけですね。というなかで
一番問題は、ここらで三室病院をつくりましますけれど、これは三次診療
なんです。そのなかで地域で開業している人が第一次診療で、この医
者を病院を、開業医を圧迫してはいかんというところに二次診療、三次
診療とあるわけですから。しかし直接三室病院に行ったほうが早い
やないかという方でとられていくと、というような事もございますし。
また、三室病院そのものの医者が確保することがなかなか難しい、現
時点でも、ここから出られて他の病院へいかれる方も、医者として行
かれると。色んな対応があるわけです。それは奈良県の報酬が安いか
ら開業したほうがいいのか、あるいは他の病院のほうが給料が高いと
か、いう事もございますし。ここらなかなかその設定が難しいではな
いかと。給料を上げたから必ずしも奈良県立医大に留まってもらえる
ということではないと思います。研究するために、また、その病院
にいかれる方もおられますし。また、奈良医大の卒業生でない方でも
奈良へ来られる方もおられます。そこらの情勢というのは非常に難し
い問題で、県も医者不足をどうしていくか、特にそのなかでも産婦人
科あるいは小児科がもう本当に医者がおられないと。というのは、考
えますともう24時間激務なんです。子どもさんが熱が出たら、休み
の日でも連絡をとらないかん、病院へ走って来ないといかん。あるい
は産婦人科の場合はいつ出産があるか、切迫流産があるとか、色んな
事がありますから。絶えずそういうことで注意をしなけりゃいけない。
ということで、24時間四六時中、休憩も昼休みもないという現状も
ありますから、そういう事も踏まえたなかで、医者不足とあるいはま

た報酬を上げることによって医者を確保できる。確かにそういうことは間違いがないですけれども、なかなか医者がないなかで取り合いをするという現状でございますし、そこらを考えますと、我々は県に対して報酬を引き上げて欲しいということは当然ご要望としてはしますけれども、県は県としてのそういう報酬の関係等について奈良県の給与体系があると思っていますし。今後そういう点については、医者を確保するためには給与を上げていく事も大事な事ですから、今後ともそういう点については、奈良県が低いということは、そういう点では他府県から比べると報酬を上げるということが大事でなかろうかと思えます。

副委員長 他に意見がないようですので、とりまとめのため暫時休憩します。

(午前9時15分 休憩)

(午前9時16分 再開)

副委員長 再開させていただきます。

今、木田委員のほうからご意見があったやつも委員長報告で入れながらということさせていただきます。

とりまとめができましたので、お諮りいたします。

本陳情書について、当委員会として採択すべきものとし、当委員会の発議により意見書を提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。

それでは、陳情第5号については、当委員会の発議により議会最終日に意見書の提案をすることとし、当委員会として採択すべきものと決しました。

意見書につきましては、のちほど皆さんにお配りをしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

次に、(4)陳情第7号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、議題と致します。

事務局から陳情文書表を朗読させます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

副委員長 この陳情につきまして、委員さんのご意見などございましたら、お願いいたします。 西谷委員。

西谷委員 この意見書の案のなかで払える患者自己負担ということですが、どういう意味ですか。

副委員長 今、西谷委員から陳情書の払える患者自己負担にすることと書いてあるこれについて事務局で分かる範囲で。

西谷委員 提出者に聞かないとわかれへん。だから、文書だけ送ってきてこうしてください。内容が分かって理解できたらいいけど。患者自己負担についてどういう意味なのか。

副委員長 暫時休憩させていただきます。

(午前9時20分 休憩)

(午前9時24分 再開)

副委員長 再開します。 西谷委員。

西谷委員　この意見書のなかで払える患者自己負担にすることというのは、ちょっと意味がわからへんので。患者の自己負担を要は払えるような範囲内でということは、結局自己負担を下げてという意味やと思うんですが、そうしたら結果として、この3番で入っている安全で普及している歯科技術について健康保険が適用されるようにすることという事のなかで、これは保険適用の範囲を広げよということだから、これは結果として1番の、保険適用を広げる事によって自己負担というのは減ってくるんじゃないかと思います。逆にこの1番がなくても、この2、3で趣旨はいけるのではと思います。

副委員長　今、西谷委員のほうから1番をなしで、2、3でいけるということで、2、3を1、2ということでご意見をいただいておりますけれど、他の委員さんは。　小林委員。

小林委員　保険を適用しても更に安くしてくれということで、柔らかく払える患者自己負担にすること、ここで細かく書かずに柔らかく書いたのかなと。保険を適用しても更に負担を軽くしてくれ言うてはるんで、無難に払えるというふうに柔らかくしはって書いてますんで、別にこの意見書として問題ないのかなと思ってましたけれども。それは認識間違いなのか、ちょっと。そういう考えではないのかと思ってましたけれども。

西谷委員　僕言っているのは、払える患者自己負担にすることという、こういう日本語としての意味が通じないからおかしいんちゃうかということです。

小林委員　保険を適用しても払える患者の範囲内、自己負担内にしてくださいというふうに敢えて1番にもってきて書いてはるのかなと。

副委員長　暫時休憩します。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時38分 再開)

副委員長 再開いたします。 西谷委員。

西谷委員 意見書、実際この団体がどういう団体かも把握できていないなかで、全体の書いている意見書の内容としては、ある一面いいかなと思うのですが、かなり実際の、これを具体的にやっというなかでは、相当色々問題が出てくると思いますし。判断する委員がもう少し勉強して内容を詳しく知ってから、こういうことは判断すべきなのかなという観点からしますと、今回については一応不採択というかたちで、今後こういう問題については、我々自身がもう少し深く掘り下げて研究する必要があると思います。

副委員長 今、西谷委員から、今後こういうことで研究していくということのなかで、今回については不採択というご意見ありましたけれど、他の委員さんそれで。

(異議なし)

副委員長 そうしたら、この意見書につきましては今回不採択とし、今後とも意見書の内容につきまして、今後研究していくという事でとりまとめをさせていただきますのでよろしくをお願いします。

次に、(5) 要請第3号、介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書採択のお願いについてを議題と致します。

事務局から要請文書表を朗読させます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

要請文書表を朗読いたします。

(要請文書表朗読)

副委員長

この要請につきまして、委員さんのご意見などございましたら、お願いします。ありませんか。

(な し)

副委員長

意見がないようでしたら、本要請書について、当委員会として、この文書で採択すべきものとし、当委員会の発議により意見書の提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

要請第3号については、当委員会の発議により、議会最終日に意見書の提案をすることとし、当委員会として採択すべきものと決しました。

意見書につきましては、のちほど皆さんにお配りをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、先に植村健康推進課長より静岡方式についてお願いいたします。

健康推進
課長

陳情者がおっしゃっている静岡方式というのが何を指しているのかというところは分かりませんが、現在、静岡県内の潜在看護師に対する支援ということで、病院派遣型最就業研修の受講枠を拡大するという点での再就業支援を強化されているという点と、看護職員の生活や就業の相談にのる就業相談指導員を配置するという2点について、静岡県で行われていると聞いております。以上です。

副委員長 木田委員、よろしいですか。

木田委員 はい。

副委員長 それでは次に、継続審査案件について、(1) (仮称) 総合福祉会館の整備、運営に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 (仮称) 総合福祉会館の整備、運営に関することについてご説明させていただきます。

(仮称) 総合福祉会館の整備につきましては、現在、建設工事では1階の柱、壁等の鉄筋、型枠工事を行っており、12月18日から1階西側部分のコンクリート打設の予定となっております。なお、生コンクリート打設につきましては、事前に周辺住民や工事車両が通行する沿道の住民にお知らせを行い、また、生コン打設の当日にはガードマンを沿道に配置するなど、安全に十分配慮しながら実施いたします。

12月8日現在の工事出来高は23%であります。機械、電気設備工事では、建築工事に伴います必要なスリーブ管やカラ配管等を行っているところであります。平成20年5月28日の完成を目指し、概ね順調に工事を進めております。

また、施設の運営につきましては、現在、建設中であります(仮称)総合福祉会館の完成後、多くの町民の方に公平かつ適正に利用していただくため、総合福祉会館の円滑な運営について、前回の当委員会でもご報告しましたとおり、斑鳩町(仮称)総合福祉会館運営会議を設置し、委員の皆様のご意見をお聞きし、その意見を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

このため、斑鳩町(仮称)総合福祉会館運営会議設置要綱を策定、施行し、健康・福祉関係の団体等に委員の推薦をお願いしまして、13名の委員によります運営会議を12月10日に開催したところでご

ざいます。そのなかで、運営方針を示し、ご意見をいただいたところ
であります。

当日は、11名の委員の参加があり、「斑鳩町（仮称）総合福祉会館
の運営について」と「斑鳩町（仮称）総合福祉会館の愛称募集につい
て」の案件につきまして協議いただきました。

この運営会議に配付しました資料につきましては、資料1としてお
手元に配布しておりますので、これによりまして説明いたします。な
お、資料1以外には施設の平面図を運営会議の委員には配布させてい
ただいておりますが、委員の皆様にはすでに配布させていただいてお
りますことから資料からは省かせていただいております。

まず、資料の説明をさせていただきます。1ページ目であります斑
鳩町（仮称）総合福祉会館運営会議設置要綱につきましては、前回の
委員会で概要を説明させていただいたとおりでございますので、説
明を省略させていただきます。次のページに、この運営会議の委員名
簿を添付いたしております。次に、次のページの斑鳩町（仮称）総合
福祉会館管理・運営（施設の概要）には、総合福祉会館に設置いたし
ます各施設の内容を取りまとめたものでございます。これにつきまし
ても、委員の皆様にはすでに説明しておりますので説明を省略させてい
ただきます。

続きまして、次のページ斑鳩町（仮称）総合福祉会館管理・運営（案）
といたしまして、現在、考えております運営案についてご説明いたし
ます。まず、開館日でございます。開館日は祝日を除く月曜日～土曜
日とします。ただし、土曜日につきましては、保健センター、社会福
祉協議会は休館となります。したがって、土曜日につきましては、
2階にあります会議室や大会議室、視聴覚室の貸館だけをしていこう
と考えています。次に、全館休館日ですが、日曜日、祝日、年末年始
12月29日から1月3日となっております。次に、開館時間であり
ますが、朝8時半から夜10時までの開館としますが、保健センター、
社会福祉協議会、機能回復、軽作業、展示コーナーは、朝8時半から
夕方5時半まで、介助浴室、歩行浴室は10時から16時まで、子

育て、療育ルームは9時から16時、喫茶コーナーは10時から16時まで、会議室、大会議室、視聴覚室につきましては、9時から21時30分までとしております。

次に、使用料であります。会議室（1～4）、大会議室、視聴覚室について使用料を設定をしております。まず、会議室（1～4）と視聴覚室であります。午前9時から12時の3時間では1,000円、13時から17時までの4時間では1,500円、夜間6時から9時30分では1,500円、全日 朝9時から夜9時30分では4,000円としております。会議室は、（1～4）と4室ありますので、2室借りられる場合は、この金額の2倍に、3室の場合は3倍に、4室の場合は4倍となります。積算根拠につきましては、町内施設のいかるがホールや中央公民館を参考に算出しております。次に、大会議室であります。午前9時～12時の3時間で2,000円、13時から17時の4時間で2,500円、夜間6時から9時30分で2,500円、全日 朝9時から夜9時30分で7,000円としております。

次に、使用料の免除であります。公共的団体、その他公益上町長が適当と認めるものがその活動のため使用するとき、全額免除、登録団体が全町民を対象とした事業のために使用するとき、全額免除、登録団体がその構成員を対象とした事業のために使用するとき、5割減額、その他町長が公益上必要と認めるとき、別に定める額の免除とするものでございます。なお、登録団体とは、総合福祉会館登録団体要綱を作成しまして、健康、福祉関係の団体の受付を行いまして、予め登録をしていただき、貸室に対応してまいる予定であります。

次に、使用許可申請は、使用しようとする日の2ヶ月前から使用日前日までに提出をしなければならないこととしております。

また、管理運営につきましては、町直営で行いますが、施設、設備の点検業務等については、専門業者に委託する予定をしております。

以上、総合福祉会館の運営につきまして、配布しております資料のご説明をしましたが、この運営会議につきましては、本日と2回目を1

月末頃、3回目を2月10日前後の3回程度の協議でご意見をいただき、いただいた意見を参考にしながら条例、規則の素案を作成し、議会に審議をお願いしようと予定しております。

なお、第1回目の運営会議では、すぐにはご意見をいただくのは無理とも思いますので、今回、案をお示し、次回にもご意見をいただくことになっております。

さて、今回の運営会議では、できるだけご意見をいただけるように、お一人ずつ発言する機会を与えながら、ご意見をいただいたところで、いただいたご意見には、障害者が気軽に憩える部屋がほしい、ボランティアの専用の部屋がない、福祉会館は全館禁煙なのか、足湯の設置理由について、介助浴室、歩行浴室は、土、日曜日に利用される方が多いのではないかと、子どもとの来場時に雨に濡れない配慮をお願いしたい、とご意見をいただきました。

いただいたご意見につきましては、検討を行いましてできるものは取り入れて参りたいと考えております。

次回の運営会議を1月29日に開催し、再度ご意見をいただくことになっておりますので2月中には、いただいたご意見を参考にしながら方針を取りまとめまして、当委員会にお諮りしたいと考えており、総合福祉会館の完成後のスムーズな運営ができますよう進めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。今後も事業の進捗状況、運営方針につきまして、議会にもご相談しながらより良い施設の建設と運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、(仮称)総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 先日、小吉田のところへ行った時に、お風呂ですわな。このなかでは介護浴室とか歩行浴室、足湯とかなってますけれど。周辺の住民の

方なんですけれど、西、東の憩の家のような風呂ができると、こういうふうにおっしゃってましたけれど。これ見たら、65歳以上の高齢者、障害のある方等は家族等の介護者との入浴に利用できますとかいう、そういうことでの理解でそういうふうになってんのかね。やっぱりこれもうきちっとしたなにを周知しておかなければ、それを運営した時点において、そういう事が広まってしまっていたら、またいきいきの里みたいに誰もが入れるということになってしまってもいから、これはどういうふうなお風呂になってんのかとかいうて、広報とかそういうなんで、きちっとそういう今まで周知というんですか、そういうなにが行われてへんように思いますけれど。それはいつ頃です、そういうことを、まだ営業まではかなり日にちはありますけれど、それをきちっとしておかなければ、そういうことが作ってくれはんねと、そういうふうな誤解されている面もありますのでね。それは今から周知事項として広報等で取り上げて周知してもらいたいと思います。

福祉課長

今ご質問いただきました総合福祉会館の広報周知でございます。地元説明会でも施設の内容等説明させていただいているところでございます。ただ、町民全体としましては、8月の広報におきまして、総合福祉会館建設の開始というかたちで広報させていただいております。その他詳細につきましては、これから条例等、規則等を定めまして、それから町民全体にもう一度施設の詳細について広報してまいりたいと考えております。

木田委員

それが小吉田住宅の人ですやんか。あその真隣りの住宅の人がですね、そういうことを言わはったということは、それはその人がその説明会に行っはれへんかったんかどうかわかりませんがね。西の憩の家も東の憩の家もあるから、ここへできんねというふうな誤解とか、そういうことをしてはるということは周知不足、これから先のことやけれど、今からそういう周知を行っていただかなければね、こ

んなん出来ても、そんなん入られへんのかと言われるような事になってもいかなので。やっぱりそれはある程度前もって周知をやっていただきたいなという事を要望しておきます。

副委員長 ほか。 西谷委員。

西谷委員 資料1のなかで、総合福祉会館の管理運営ということで施設の概要書いてあるんですが、この施設名のなかで既存の施設で現在やっているなかで、新しく総合福祉会館をつくるなかで出来た施設、今まで斑鳩町のなかで、町の施設のなかで無かった施設というのはどれとどれですか。

福祉課長 この表の中では、上から5番目でございます。機能回復訓練、またその下の軽作業コーナー、介助浴室、歩行浴室、子育てルーム、療育ルーム、それから展示コーナー・フリースペース、図書コーナー、畳コーナーというところでございます。それから最後の視聴覚室、散策路、足湯、芝生広場、中庭、屋上庭園というところでございます。

西谷委員 視聴覚室って言ってもこれは公民館とかにある話やし、実際としては今、機能回復訓練、軽作業、これは単なるスペースという考え方ですね。そのものが、造ることによって、たまたまそこにスペースとしてあるだけで、別に今までの代用はできるんやないかなということからすると、純粹にこの総合福祉会館の中でされる分については、機能回復訓練、あるいは介助浴室、歩行浴室。子育てルームと言われましたけれど、子育てルームというのは実際に今、保健センターとかそういうかたちでは、こういう子どもたちの子育て支援の親の心配聞いたりとか、子どもについてのそういう相談とかいう部分は、今は全然そういうことをされている所がなくて、新たに総合福祉会館とともにこういうルームを造ってやろうとされてるのかということと、それと療育ルームというの今言われましたけれど、実際に療育ルーム、今療育教

室なんかは現在実際にはやられているんじゃないかなと思うんで、あらためて新たにやるというか、そういう施設とは若干違うような気がするんですが、その辺のところ再度尋ねておきたいと思います。

福祉課長

まず、子育てルームでございます。保健センターでやっておりますのは健診、乳児健診等とは別にボランティアさんが来られまして、そのお子さんのお世話をさせていただくというものでございます。また、集いの広場につきましては今現在、斑鳩幼稚園の空き教室を利用いたしまして開催しているところでございます。なお、今回この子育てルームで考えておりますのは子育て支援センターといたしまして、整備を考えておりまして、現在斑鳩町にはセンター等はございません。これにつきましては、先ほど申しました集いの広場を中心としまして、月曜日から金曜日まで、乳幼児をもつ親とその子どもが自由に使える広場として設置するものでございます。そのなかで現在、核家族化または少子高齢化が進んでいるなかで、育児等に悩んでおられるお母さん方が子どもたちとそこで集うということで、ひと時を過ごしていただくということでストレスの発散等、また場に保育士等も配置いたしますので、子育てまたは療育等の相談にもものっていただくと考えております。その相談事業も行うということで考えておりまして、またその場で子育て講座等も開催する予定を行いまして、現在ある集いの広場を更に充実いたしまして、地域子育て支援センターというものを考えておるところでございます。子育ての不安を緩和いたしまして子どもの健やかな育ちを促進するというかたちでの子育てルームというものでございます。現在既存である集いの広場とは若干違うものと考えておりまして、新しく施設というかたちでの整備をさせていただきまして、また療育ルームにつきましては、今委員がおっしゃいましたようにあゆみの家で療育教室を、部屋をお借りしまして療育教室を実施しております。これにつきましても、先ほど申しました子育てルームと連携しながら心身発達について心配のある幼児に対して療育教室をそのルームと併設しながら実施してまいりたいと考えておりま

す。また、隣接します保健センターも総合福祉会館の中にございますので、療育に対しての相談また援助も行える場というかたちで、新しく療育ルームというものを開催すると考えたところでございます。

西谷委員 今聞かせてもらうなかで、一種の基本的な総合福祉会館には反対の立場でずっとやってきたんですが。ただ、今聞くなかで、今言われた課長の子育て支援センターというのはそんなの無くて、それが出来るんやということのなかでは、聞けば聞くほど、本来、この開館日に関連があるんやけど、月曜日から金曜日ということのなかでされているということは、子育てそのものを全く、通常の一般常識からすると、平日ってのは女性が母親が対象にされてるのかなって気がするんですが。本来、子育てというのは今やかましく、母親だけやなくて父親も育児に参加せんなんという風潮のなかで、その月曜から土曜日ですという事自身が、今の子育ての基本的なものの考え方からちょっとずれているんやないかな。もう少し逆に言うたら、土日が公共の施設ってのは、私は使われるようなかたちで利用すべきなんちゃうかな。ある意味ではその管理者が管理しやすい状態でのこの休日の決め方をされてないのかなってなことを素朴に思うのですが。男女、あるいは男女を問わず自分たちの子どものために関わる、あるいはその活動をする。ボランティアの拠点やって言うんやったら、ボランティアができるその時間帯ってのはこういう施設というのは、開けとかなあかんちゃうかな。その辺はどうですか。

福祉課長 今ご質問いただきました子育ての支援についてでございます。現在先ほど申しました斑鳩幼稚園でお借りしております週2回現在やっているなかでは、平日の10時から4時まで開催しているところでございますが、その利用者の方もかなり多くございまして、毎週開催していただきたいというような要望もございました。また、今申されました男性の方の育児は、お勤めの方が多いということでの意見だと思えますが、土・日曜日に開けておかなければならないというものでござ

います。それにつきましては、近隣等の同じような子育て支援センターの視察も行かせてもらいまして、その運営状況も確認させていただきまして、平日等の開館というところでもございました。また、土日曜日につきましては、なかなか家族が土日曜日に過ごされるというかたちで、過ごされることが多くなりまして、なかなか部屋の利用も少ないと聞いておりましたなかで、こういうふうに変更させていただきました。また、お父さんを対象とする支援につきましては、またそういうお父さんを対象とする子育て等を対象とする事業等も計画しておりますので、そのなかでまたお父さんに対する支援も行っていきたいと考えております。また、ボランティア団体さんの部屋の使用でございますが、平日2階の貸し館等を利用していただく、また1階等の先ほど申しましたそれぞれ軽作業コーナーでありますとか図書の展示、また図書コーナー、展示コーナー、フリースペース等に机等配置しておりますので、そのなかで自由にボランティアさんが集まっておきまして活動していただけるというふうに変更しております。現在、福祉会館等にも会議等利用されています状況のなかで、土日曜日に利用されている希望等もなかなか無くないようにという状況でもございましたので平日等の設定をさせていただいたところでもございます。

西谷委員 課長の、近隣町とか斑鳩町の実態のなかで土日曜の利用が少ないということなんで、それはそれでいいと思うんですが。実際に開館になって、中ではこういう規定というのは臨機応変に変えていくようなかたちでの、やっていただきたいと思っております。それで結構です。

副委員長 ほかに。 吉野委員。

吉野委員 この総合福祉会館運営会議委員名簿、これ男女の比が9対4となっておりますけれども。男女共同参画とかいうあれからしたら、女性がちょっと少ないんじゃないかなあと思ったりしますし、これ決まっちゃったものでしょうから、これしようがなくして。何でも同数にしろ

ってな要求も私時々男女共同参画に行きますと話出てきますんで。特にこういう福祉に関しては女性の意見というのは大変大事なところがありますんで。男ってけっこう抜けてるところありますんで。なるべく同数にしてもらったらいいのかなあとと思います。それから、この運営会議自体は傍聴は可能でしょうか。

町 長 今、吉野委員おっしゃるように男女共同参画社会、これはもうすべてわかっているわけです。ただ、女性がどうかということで女性が少ない、あるいはどうかということよりも、結局そのジャンル、その部分から代表者を出していただきたいということで、そこで選考されているわけですね。仮に視覚障害者だとしたら、小山康子さんが代表者ということで出てもらえるわけですし。福祉作業所はその所長が出ておられる。虹の家は吉村文男さん。私はそういう点で色んなところで、そういうことで、検討されているわけでございます。ただ、これを見られて女の方が4人しかおられない、男が何人ということで限定するよりも、そういう専門的な方が現場で一線をやっている方、その方を中心として生の声を聞きたいということでやっておるわけでございます。傍聴は可能でございます。

吉野委員 それから先ほどの質問にもありましたけれど。いわゆる一般住民対象の入浴施設は無いと思っていわけですね。そうしますと、例えば刺青なんかというお断りということも無いわけですかね。それはどうですか。

町 長 風呂が有る無いに関わらずですね、刺青がどうかという問題は、これはなかなか難しいんです。昨今は女性の方でもその関係等にもあるわけですから。必ずしも刺青という限定をされることもなかなか、タトゥーという人もおられますし。女性の方もかなりされている方もありますから。一言になかなかそういうことはいえない。そういうことの心配はないか、そういうことになりますけれど。やっぱり障害者

のなかに、会場をつくる時にそういう方もおられる可能性も無きにしもあらずですから。必ずしもそういうことで。今一番難しいのは、結局そういう方が元の社会に復帰しようということでおられ方もおられますから。そういうことについて簡単に刺青お断りということには相ならない。看板的には刺青お断りということは、これは一番ベターですけれども。しかし、来られたときに必ずしもそこで、あんたあきませんよと、いうことになってしまおうとしたらですね、内もいきいきの里では大分努力をして当初から来ておられる方は、現在は来ておられませんけれども。そういう努力はしますけれども。風呂が有る無いに関わらず、そういう問題等については今後は十分検討してまいらなければならないと思っております。斑鳩町の場合は、もう介護等という関係で、ここらずっと見ますと2000年会館の上牧町を見ても閉鎖でございますし。豆山の郷の状況をみたらしんどいと。というのは、周辺にそういう虹の湯とか色んな民間の風呂がありますから。そういうところに行かれることが多いです。公営でそういうことが維持できていくのか。斑鳩町の場合は木田委員おっしゃったように東、西の憩の家がありますし、いきいきの里もございますし、そういうことを明確にする事が一番大事であろうと思っております。

吉野委員 わかりました。もう一つ委員長。

それから資料1の管理というところが、説明、管理、内容とあります。委託というのが三つですか。喫茶コーナー。それから下のほうの二つが委託ですね。この管理の中の直接保健センターが管理するところは、これはいいとしまして。この委託に関しては、例えば喫茶コーナーですとこれ利用者との金銭のやり取りがあるわけですね。それからその下のほうの足湯とか、芝生広場の屋上庭園の委託というのはこれはまあちょっと考えると金銭の授受はないだろうと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

町長 喫茶コーナーは今、虹の家とあゆみの家が共同でこの施設を使用す

るといふことで、今話を進めておられます。後の関係等については、足湯とか料金は取りませんから別段関係ないと思います。

吉野委員　　これ喫茶コーナー委託といふことで、募集されるわけなんですけれども。今のところは虹の家、あゆみと二つしか希望者はないといふことですか。決定ですか。他から例えば精神障害者とかそういう団体からきてももうここにやらせるんだといふ事ですよ。わかりました。

町　長　　この関係は以前からそういうことで、今現在いきいきの里でも虹の家、あゆみの家交互に、今店をやっておられる業者が雇用をさせていただいております。そういう訓練もしながらですね、この福社会館ができたときには虹の家、あゆみの家が仲良く運営できるようにといふことで、今そういう点もしてきたわけでございますので。そういうかたちでやっていただきたいと思います。

吉野委員　　もう一つすいません。同じく金銭と関わりのあることなんですけれども。いわゆる飲料、飲む飲料ですね。色んなコココーラとかああいうのが入っているああいう関係はどこかそれ、これなかみたところでは分からないですけど。どっかに委託するといふ感じでしょうか。

町　長　　過去からは大体商工会に委託をしておったわけですけども。こういう施設ですから身体障害者協会等ともご相談申し上げて、身体障害者協会がそういう関係等に一任できるようであれば身体障害者等に話をしてまいりたい。そういう窓口を設けていくことが大事やないかなと。自動販売機についてもそんなに置くといふよりも、その缶、ビンが付近で投げられるとかいふこともございますから。状況を十二分にみてですね、考えていかなければいけませんけれども。また、そういうコーナーをつくっているところもつくっているわけですから、そういうことについては、身体障害者協会とかそういうものに相談申し上げて考えてまいりたいと思います。

吉野委員 わかりました。

副委員長 ほかに。 木田委員。

木田委員 資料1の機能回復訓練ですわね。今、保健センターでもやっておられて、その訓練士いうんですか、その人が今いてはんのかどうか知らんねけれども。介護予防の事業として運動機能が低下している恐れのある、また低下している高齢者を対象に転倒、骨折の防止や加齢に伴う運動器の機能低下の予防、保持、改善をストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動により実施しますと書いていますけれど。これを一人の人の訓練というんですか、それはどれぐらいの時間、30分やったら30分とか、そういう時間を決めておかなければ、沢山の人が斑鳩町にも高齢者の方もおられることですので。なんぼでも人を、訓練士いうんですか、その人らを配置できないと思いますので。どういうふうに考えておられるのですかね。やっぱり必ずそういう監視とかあるいは補助のそういう人が付いてなければ、こういう訓練はできないという事ですね。その訓練中は1対1での対応になると思いますので、一人の人が大体どのぐらいの時間それをみてあげられるのかについて、大体どのぐらいの事を予定しておられるのか聞かせていただきたいと思います。

福祉課長 今、ご質問いただきました機能回復訓練でございます。これにつきましては、委員も今意見いただきましたように介護予防事業の一つとして、運動機能の低下している方について、その低下の予防また保持、改善を行っている事業でございます。現在も行っておりまして、その状況等でございますが、1教室1時間半で来られるのは約20の方を設定しておりまして、1週間に1回、3ヶ月12回の教室を実施しております。指導員につきましては、現在、県の健康づくりセンターから運動の指導の方を2人委託しまして、訓練指導にあたっていただ

いているところでございます。その者を今後、総合福社会館の機能回復訓練で実施したいと考えております。なかなか介護予防につきましても、特定高齢者等の把握をしまして実施しているところでございますが、利用の方も少ないところでございまして、今後そういう方につきましては、一つの部屋ではなしに、外からもその訓練の様子等も見えるように工夫してございまして、そこにお越しの方が来られましたら、私もそれに参加しようと参加の意欲も起こるようなふうを実施してまいりたいと考えております。

木田委員　　今も保健センターでそういうことをやっておられるのか、福社会館のほうでやっておられるのか分かりませんが。とにかく、これかなり時間のかかることやし、そしてこれ県から二人派遣していただいておりますということなんですけれど。ある程度これは予約できちっとした時間内に来てもらわなければ、次の人とのなにもに時間がこう合致してしまうような事にもなると思いますが。高齢者の方に対してですね、何時からと言ってもその時間にうまいこと来てくればよろしいんですけれど。それらについて、今少ないようにおっしゃってましたんですけれど、大体今現在、どのぐらいの方がですね、受けておられるのですかね、そして、1ヶ月というんですか、その間にはどれぐらいの人、そしてまたそれを受けられたことによってですね、どのぐらい機能をというんですか、そんなんが回復されたのか、そのような評価というんですか、それはどういうふうにされておられるのか、それについて聞かせてもらいたいと思います。

福祉課長　　19年度につきましては、現在3回、今申しました介護予防運動教室を実施いたしております。それぞれ20名の方を募集いたしまして、その都度20名の方をお越しいただいております。先ほど申しました特定高齢者の方で介護認定を受けられる可能性というか、までの方で今後ほっておくと介護予防を受ける状態になるというような方が特定高齢者でございしますが、その方を対象としての募集のなかが少なかつ

たということをごさいます。一般の高齢者の方の参加も募集もいたしまして20名の方に参加をいただいております。なお、この指導につきましては1時間半と、この20名の方を集まっただきまして、二人の指導員でこの20名の方に同時にいっしょに運動しながらやっただくというものでございますので。また、効果につきましては、その参加していただいた方の状況等、また意見等聞かせていただきますと、なかなか運動等も普段しないということで、そういう方に運動を教えてもらって、日常的にもそういう運動をできるようなふうにしたいというような意見も聞かさせていただいているところがございます。今後、介護予防事業が進むことによって、介護保険を受けられる方が少なくなるような、効果が直ぐには出てきませんが、長い時間かければそれができると考えております。

木田委員 県から二人派遣してもらっているということなんですけれど、それについては無料で派遣してもらっておるんですか。

福祉課長 委託契約いたしておりまして、委託料等をお支払させているところでございます。無料ではございません。

木田委員 だから委託料として、そしたらなんぼお支払しておるとのこと、分かりますか。

福祉課長 正確な数字は今手許にございませんが、1クール80万円程度かかって、3回で240、50万という委託料になっております。詳細につきましてはまたこの委員会の後で委員さんにお知らせしたいと思います。

副委員長 よろしいですか。他にございませんか。 中川議長。

議長 使用料の会議室、視聴覚室の1時間当たり455円。大会議室68

0円と案で示されてますけれど、この算定の仕方、何を元にこういう数字が出たのかお示しいただけますか。

福祉課長 算定の基準でございますが、その詳細のところに書かせていただいております。会議室、視聴覚室1時間455円の元でございますが、いかるがホールの研修室がございます。これにつきましては、今同じく3時間で1,365円という利用料となっております。これを3で割りまして1時間が455円という数字になっております。これを元にいたしまして、その下に455円掛ける3は1,365円、これを丸めまして1,000円とさせていただいております。同じく4時間につきましてもその数字でございます。いかるがホールの研修室を参考にしましたのは、収容人員等も大体同じ程度というところからその数字を入れさせていただいたところでございます。

議長 いかるがホールの研修室を基本に計算されたということなんですが、大体この会議室と大会議室と平米数も収容人員も3倍やねけどね、これ1,000円のところを大会議室3,000円というような考え方はされませんでしたか。

福祉課長 大会議室につきましては、その会議室一つあたりの面積を大会議室の面積と比較しまして、計算いたしました。

(「そないしたら3倍になるやん。」の声あり)

福祉課長 会議室の一つの面積が。

議長 人数が30と90やからちょうど3倍ですやん。

副委員長 暫時休憩致します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

副委員長 再開します。 西川福祉課長。

福祉課長 いかるがホールの面積を元に計算させていただきまして、123を
いかるがホールの80平米とございます。それを割って680円とい
う数字を出しております。それを元に計算させていただきました。

議長 福祉会館の使用料やからね、いかるがホールの平米数で計算するの
はおかしいと思いますけれど。

副委員長 休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

副委員長 それでは、再開いたします。10時50分まで休憩させていただきます。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時50分 再開)

副委員長 再開します。

先ほど議長のほうからと木田委員からの答弁について事務局よろし
くお願いします。 西川福祉課長。

福祉課長 面積からいたしますと、大会議室は会議室の3倍ということになる
ところでございますが、総合福祉会館ということを考えまして、多く
の住民の方にその会議室も利用していただくということも考えており

ますことから、大会議室のほうは2,000円と低く設定させていただいたところがございます。よろしくご理解をお願いいたします。

次に、もう1点ございまして、先ほど木田委員からご質問いただきました運動機能向上の指導業務委託の委託料でございます。ここで報告させていただきます。先ほど年間3回行うということで報告させていただきました。年間3回の委託金額といたしまして234万7,000円でございます。1回当たりの単価につきましては、3で割らせていただきますと78万2,333円ということになるところでございます。よろしくをお願いいたします。

副委員長 よろしいですか。他にございせんか。

すいません、1点だけ。この足湯の開館というのか、時間を書いてないんですけど。あれは開館というのか。 西川福祉課長。

福祉課長 足湯の運営時間と言いますか開館時間につきましては、湯を沸かす等の準備も要りますので、介護浴室、歩行浴室と同じように10時から4時までと考えております。

副委員長 他にございせんか。

なかつたらこれをもって、質疑を終結いたします。

ここで、現在建築中の（仮称）総合福祉会館の現地調査について、委員皆様のご意見などお聞かせいただきたいと思っております。

これまで、新たに施設が建築される場合、所管の委員会は、建築中、また、建物が完成し建築業者から引渡しを受けた直後などに、現地調査を行ってまいりました。

福祉会館につきましては、先ほど福祉課長から説明がありましたように、現在、1階部分のコンクリート工事が行われているということです。まだ、建物内部に入っの調査は難しというふうに思いますが、外から建築中の建物を調査することはできると思っておりますので、厚生常任委員会として現地調査を行うのか、また、時期をあらためて行った

ほうがいいのか、委員皆様のご意見をおうかがいしたいと思います。
木田委員。

木田委員　いきいきの里の時は、内部の配管工事をしている時くらいに見に行ったわけです。だから、今現在その柱とか壁の打設工事ですか、そんなのは外から見たって、本職の人が配筋工事とか色んな面を見てはるからね、余り意味はないように思いますけれどね。だから、もうちょっと進んでですね、そういう具体的な配管工事とか配線工事とか、色んな何が進んでいった時に見せていただいたほうがいいのではないかと、私はそういうふうに思いますけれど。それと竣工前ですか。だから、2回くらい見せてもらったらいいのと違うかな。私はそういうふうに思いますけれど。

副委員長　今、木田委員のほうから、配管工事とかあらかたできた時点と竣工前の2回程度でいいのと違うかというご意見ありましたけれど、他の委員さんは。　西谷委員。

西谷委員　木田委員の意見でけっこうやと思います。

副委員長　他にございませんか。

そうしたら、今、木田委員、西谷委員からご意見ありましたように、この時期につきましては、今日委員長不在ですけれども、委員長と副委員長にお任せできますか。

(異議なし)

副委員長　ありがとうございます。

それでは、継続審査案件については、報告を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 後期高齢者医療の制度につ

いて、理事者の報告を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

先の本委員会では、奈良県後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例（案）の内容をご報告いたしましたが、本議会初日の町長の提案説明の中でもご説明しましたように、去る11月26日に広域連合議会において、条例が可決されましたので、ここに改めてご報告申し上げます。

資料2を用意させていただいております。条例に規定された主な内容であります。資料2の1にもありますように、まず、保険料率についてであります。均等割額3万9,900円、所得割の率7.5%であります。保険料額の賦課限度額は、50万円、低所得世帯には、国民健康保険の場合と同様の軽減措置が設けられております。これにより得られる1人当たりの平均保険料額は、年額8万3,400円、軽減後の1人当たりの平均保険料額は、年額7万2,800円です。条例では、この他、被用者保険（社会保険）の被扶養者について特例措置が設けられており、後期高齢者医療に移行後、2年間は、所得割額は賦課されず、均等割額が5割軽減となることが定められました。さらに、広域連合においても、被保険者に対し健康診査を行うこと、葬祭費については、3万円であることが規定されました。なお、条例の附則により、奈良県の高齢者の平均医療費より20%以上医療費が少ない4つの村については、その負担の公平性から、別の保険料額とすることが特例として定められることになっております。さらに激変緩和策として、社会保険の被扶養者であった方については、先に述べた軽減策とは別に、平成20年度に限り、上半期の半年間は保険料負担はありません。下半期については、均等割額を9割軽減することが定められました。次に、保険料額の具体例でございますが、資料2にケース別保険料の比較ということで、5つの例をあげさせていただいております。このうち簡単にご説明申し上げますと、例1につきましては、1人世帯で老齢基礎年金のみを受給されている場合は所得割額は0ですが、均等割額については7割軽減がききまして年間1万

1, 900円になる見込みでございます。また、例2は厚生年金の平均的な年金額208万円を受けている1人暮らし高齢者ですが、この場合には厚生年金208万円から得られます所得割額4万1,250円と均等割額を足しまして年額で8万1,100円になる見込みでございます。例3から例5につきましては、後期高齢者とは関係が無い子どもと同居している場合、あるいは夫婦とも後期高齢者で老齢基礎年金を受けている場合、あるいは夫が厚生年金で妻が老齢基礎年金だけである場合ということでそれぞれ提示をさせていただいております。これら保険料額等につきましては、1月号広報についても住民の方に周知をしていくこととしておりますし、また、制度全般、保険料等についての詳細についても今後住民の皆様に啓発してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、後期高齢者医療制度に係るご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副委員長

説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2)ごみ収集業務の一部委託について、理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

ごみ収集業務の一部委託についてでございます。

ごみ収集の一部の業務につきまして業者に委託してまいりたいということでございますが、この大きな理由といたしまして、昭和50年5月23日に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(法律第31号)が制定されております。

この法律は、公共下水道が整備され接続されていくことにともないまして、し尿処理業者や浄化槽清掃業者等がその業務の縮小又は廃止

を余儀なくされるということから、それらの業者に対して資金や業務等の支援をしていくことによりまして、し尿処理や浄化槽清掃の適正な処理を確保することを目的とて制定されております。

この法律の趣旨に基づきまして、町がし尿の収集運搬の委託又は浄化槽汚泥の収集運搬の許可をしております業者に対しまして、公共下水道に接続されたことにともないまして、その経営に影響を受けている分について代替となる業務を提供して支援してまいりたいということでございます。

また、これまで衛生処理場の正規職員の退職による欠員については臨時職員を雇用してごみ収集業務に対応してきているということ。

さらには、本年度にごみ収集車による事故が連続して発生している。ということもございまして、これらを総合的に勘案した中で、来年度からごみ収集業務の一部について委託をしてまいりたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、現在、協議・検討中でございますので、次回の委員会では具体的にご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。
木田委員。

木田委員 その趣旨は、よう分かりますねけどね。私、去年の12月か、一般質問で言うてますように、その業務委託をすることによって、そりゃ正直な業者は、ちゃんと斑鳩町内のなにを持って来るか分かりませんがね。やっぱりそれをきちっと把握しておかなければですね、いまでもやっぱり他所からごみを、私は持って来ておると思いますわ。だから、必ずそういうことのないようにですね、やっぱり日になんちゅうてんですか、斑鳩町の業務してはってそこから出る何を、その業者に委託してはるというような逃げ言葉でですね、言うてはるけども。結局そういうなんが、斑鳩町の業者でそんなん、日に2回も持ってく

るような業者が、委託されてる業者がおるのはですよ、そんなにごみの出るようなそういう業種は、私はないと思いますわ。だから、朝の7時からもう待ってて一遍目来ますね。それでまた、それから来るちゅうような状況をですね、みんな知ってんのかなと私はそういうふうに思いますわ。だから、委託さすんやったらさすようにきちっとしたそういう管理やってもらわなね、何でも受けんねやったら、もっとそれやったら、やっぱり焼却場の延命の面からおいても、もっと料金を高くとってですね、このそういう委託業務されてる方からやっぱりもうちょっと負担してもらうようにしなければ、町民がその修理とか補修の面において全部その税金でまかのうてるわけですよ。だから、その1年1年ですね、そういう修理とか補修の金額から言うたらですね、その業者が委託してはる、その受けてはる業者の持ち込のその料金をですよ、もっと考えてやっていかなければですね。この今、ここへ出たるなんとはまた別ですよ。だけど、やっぱりそういうふうな何は、委託する場合にはちゃんとしたそういう業者に委託してもらわなければですよ、私らもうそれこそ、この幸前、三井、岡本、岡本は関係ないけど、幸前とか高安西団地、もう全部でわしゃあこ封鎖しまっせ、そうでなかったら。やっぱそういう、そのぐらい私はそないして辛抱してるわけですよ。だから、そういう面においてですね、この業務委託すんねやったらきちっとしたそういうなんでやってもらわなね、そらおかしいと思いますわ。あそこ持って来たときのその、何、一つもそういうとこで守れてないわけですよ。で、副町長の答弁の中でもですね、今現在4社入ると。それで、それがあと2社ぐらい増えるかもわからんと。だからそれがこのごみ収集業務の一部委託になんのか分かれへんけど。だからそれが24トンですわというような数量も言うておられましたけど。やっぱりそういうとこもきちっと把握せんね、こんなんなんぼでもエスカレートしてきて、それを全部町民の負担でまかのうていかなければならないような状況になると思いますよ。だから、その点をですよ、やっぱりきちっとしてもらいたいなと、私はそういうふうに思います。

町 長

木田委員のおっしゃていただいているのは、合特法のこの問題とは別に、今ずっと我々が申し上げてたのは、許可はうちはしてないわけです。ずっと事業所のごみは自分とこの車で必ず町へ持ち込んでいただいたら、町は焼却をいたしますということはずっと言うてるわけです。許可も何もしてないです。ただ問題は、いつの時期かそのジャスコのごみをジャスコから持って来たら一番問題なかったわけです。それが業者のところに、ジャスコのごみだとステッカーだけ貼って来たことを、あんなことやっとるやないかというところから、業としている業者がうちも行きませという事で来た。そこで止めりゃ良かったと思う。結局、そういうことがうちの管理徹底ができてなかった。こりゃもう当然許可も何もしてないんです。だから、今現在奈良県では安堵町と大淀が直営なんです。だからあとは許可制をされてるわけです。今も私のほうに許可をせえと言うて一般廃棄物業の理事長そして地元にある南和開発が来てますけども、私はそれはできない。1社許可すりゃ必ず来ますよ。私は許可はしませんよ。ただ、問題は現場の、私は課長にも部長にも言うてるんですけど、それは違法やと。明らかにその車で来ること自体がおかしいやないかと、いうことを言うていかんと、こんなん事業所そのものについてちゃんと言わんと、こんなんいつまでも続きますよと。なんぼでも増えますよと。だから、木田委員のご心配いただくように、副町長さんがおっしゃったようにですね、とにかく今4社が入ると。しかしそれはなくさないかと、いうことの姿勢を示さんと、これはなんぼでも増えますからね。当然こんなん斑鳩行きよるから皆行ったらええやないかと、こうなりますから。だから仮に必ずしもそのフレンドリーのごみが必ず斑鳩のフレンドリーのごみであるんやったら別ですけども、他のところも必ず入ってるかわかりませんやんか。そういうことも十分そりゃぶっちゃけて調べてることもございますけれど。そういうことよりも、業としている業者は、絶対に許可をしてないねから。事業所の持って来られるごみについては、町としてはそれは取りますよということは過去か

らずっと言うてるわけですけども。いつのまにかそういう今申し上げたことが起こっていると。木田委員のおっしゃるように、私はその地域の方々、そりゃ断腸の思いだと思います。そんなことを見て知らんふりをするにはできませんしね。我々としてもそういう点については、こうして許可制をしませんから、その許可制をしてないなかで、そういうことを嚴重に事業所に言って行って、もうお宅のごみはしませんよと。お宅さんが持って来られたら取りますけれど。そんなことなかったら業に委託されてるから、必ずその事業所が金を払ってるわけですから。その一般廃棄物を集めている業者に金を払ってるわけですから。それをまた町へ持って来て、また木田さんおっしゃるように、結局は何が問題かと、この料金を上げたらですね、純粹に斑鳩中小企業として商工会の関係の方々の業としてられるそこらの方々が持って来たら、なんでこんな一遍に料金高くなってんやろというて半分は来られますからね。もうちょっとしたこと、そこらの事業所の方々はですね。これは折角自分らで持って行ってるのに、なんでこんな料金高くなんねと、いうことになってきますから。そこらのこと十分勘案してですね、考えていかなかったら。木田委員のおっしゃっていただくように我々としてもやっぱりそういう点については、強固にそういうことの措置をしていくことが一番大事であろうと思っております。これを結局ほっといたら必ずなんぼでも増えてくることは事実ですから。そういうことをできるだけ少なくしていくというのは、なくしていくことが一番大事ですから。そういう努力をしていく。

今、町が委託していく関係については、これは明らかに契約書をちゃんと交わして、それはもう当然のことです。町の一般の家庭から出てくるごみの関係の集配ですから。あるいはその関係の収集業務を委託していただくということでございます。そういう点で木田委員のお叱りはごもっともだと思います。我々としては努力しておりますし。

木田委員 | だからここに出てる委託業務については、公共下水道の整備によっ

てですよ、現在でも1,410件ですか、この前の委員長報告の中でもあったと思いますけれど。そのくらい減ってるというのは、理解できます。だから、町内業者育成という面においても、そういうなんは振り替えてこういうふうにしてあげられるというのは、それは結構なんです。だけど、先ほども言うたように、その業者はちゃんとしてやってもらえんねやったらええけどね、またそんなん他所からのごみも持ってきてと。そんなん7時に持って来るということはですよ、そんなん他所のごみを宵のうちというか、前の日にとってそれで持ってこんな、そんな時間帯に持って来れるわけないですよ。だから、そんなことも考えて、そういう面においては、きちっとしてもらいたいなど。今のところそういうふうをお願いしておきますわ。だからこれの件については、町内の業者であって、それでちゃんと町の許可をもろてでんな、やるということであれば、私はそれは別に何も反対も何もせえへんしね。そりゃその業者を育成してあげるためには、それはええと思いますので。だからその後の問題ですわな。やる以上はきちっと最後までそういうなにをきちっとけつ拭きできるように、町もちゃんとしたなんでやってもらいたいなど、私はそう思いますんで。よろしくをお願いします。

西谷委員　　ごみ収集業務の一部収集委託について、一部木田委員とダブる部分があるんですが。まず、昭和50年に出来たっていう法律、後で結構ですんで条文を見せてほしいのと、その条文の中には、町として責任を持ってしなければならないということになってるのか、それともすることができるとなってるのかということと、それと今現在、その予定しているその収集業者というのは、どことどこなんかということと、ちょっとお聞きしておきます。

町　長　　これは明らかに我々の町のし尿汲み取りをしていただいた清水環境開発という会社と、これは合特法の関係で今現在進めておるわけです。

西谷委員 清水環境開発、それともう1社、清水環境開発だけなんですか。もう1社。業者から要望があつてこういうことをしようとなつたんですか。

町長 最初からは、清水組、清水環境開発に社名が変わってますけれども。国見工業というのは、今現在は汚泥の収集だけを許可をしていると、いうことです。だから、元々は清水環境開発、清水組がやっていたやつを補償で、国見工業は汚泥の関係の許可をしていると、いうことで我々としては、何も別に国見工業というよりも、結局、清水環境開発に今現在交渉しているということです。1社です。

西谷委員 そうしたら汚泥というのは、浄化槽の汚泥の部分は国見工業に委託、汲み取り業務については国見工業に許可してないし、実際にはしてないということなんですか。そういう解釈でいいんですね。

環境対策課長 し尿の汲み取りにつきましては、有限会社清水環境開発に町が委託をしております。浄化槽の清掃につきましては、国見工業と清水環境開発に一般廃棄物の許可を、収集運搬の許可をしているということでございます。

西谷委員 今そしたら、この案件がごみ収集業務の一部委託についてということが議題にあがっているということは、今町長が言われた清水環境開発から要望があつて町として受け入れたという考え方でいいんですかね。

町長 確か平成18年の12月に要望書が出てまいりまして、そして色々と内部で検討させておりましてですね。我々としては一番問題は組合の交渉のなかでは、直営かということがございますから、私がいつも組合の執行部とお会いして、来年度かそういうことで早い時期に一部収集業務を委託をするという話をさせていただいております。

西谷委員 片方で今の清水環境開発というのは、町の排水設備指定工事店業者組合に入っているんですが、これと同じ業者で間違いないんですかね。

町長 そのとおりです。

西谷委員 ということは、し尿処理の業務を下水道の普及に伴って仕事が減ったと、片方でそういうところから清水環境開発さんも下水道の排水設備事業についても乗り出してこられて、ということのなかで、片方し尿処理については減ってきたからということで、町で代替の仕事を欲しいということで来られた、こういう解釈でいいんですかね。

町長 そういうことよりも乾課長が申したように、昭和50年に合特法という一つの法律がございますから。我々としては、法律そのものについてこれを守っていかなければいけませんし、当然そういうことも視野に入れていかんと。今現在でも清水環境開発さんには補償をしているわけです。この補償は消えないわけです。当初は4千何万というやつを、皆さん方のし尿汲み取りが減ってくるというなかで、今35,000万になってるわけです。3,300万まで下げてください。そういうことを考えますと、清水環境開発も非常に努力をしてもらっておるわけです。そういうことも踏まえて我々としてはひとつ収集運搬を合特法に基づいて、要請も出てますから、ひとつそういうことをお願いしたいということでございます。

西谷委員 ということは今までそういう補償4,500万から3,300万に補償してきて、本人も努力をしてきてもらってるという答弁のなかでは、当然こういう、逆に言えばごみ収集の委託をするということは、当然この補償についてもなくなってくるという考え方でいいですね。

副町長 今も町長が言いますように、この合特法といいますのは、いわゆる

下水道の普及に伴って、そして汲み取り業者の経営基盤が非常に著しく悪くなっており、いくなかではそれを支援する対応を合特法に定めているわけですね。当然、汲み取り業務が無くなったらですね、これは汲み取りができませんから町との委託は解消しなければなりません。そうしたら、何もなかったらその業者の経営が成り立っていかないと。何か助けていかないといけない、というのがこの合特法の趣旨なんです。ということで今は3,300万円の汲み取り業務を町は委託しています。年々、色々ご協力を願うなかで下げてきたわけですね。今後はそういうかたちで業者との協議のなかでお願いしていかねばならないと思いますが、町としてはそれは別として、提示させていただいた収集業務、いわゆる運転業務ですね、これを清水環境開発さんをお願いしようと、このように考えているわけです。

西谷委員 元々の根拠となる法律自身が今把握してませんので、もう少し勉強させてもらってからあらためて質問したいと思うんですが、ただ素朴にこれ木田委員と同じ考え方なんですが、ごみ収集業務を委託するというのは、一見、人件費、公共で、民間でできるものは民間でやるという部分のなかでは、非常に安くできるような部分はあると思うんですが、一方、そうしたらその本当に斑鳩町内のごみなんかという心配が出てきて、実際は、幸前にしろ高安にしろ、元々の施設そのものが老朽化する、あるいは始まった時は斑鳩町のごみだけの処理やということで、覚書あるなかでは、あからさまに今の状況見てたら地域の方が不満に思われるし、もしこういうことが出てきたら余計にまたそういう部分が町外から持ち込まれるんちゃうのかなというようなことを心配されると思います。これについては相当抜き打ち検査をやる、あるいはもしそういうのが分かったら廃止するとか、かなりきついことでもってやっていかなあかんのと違うかなと素朴に思いますけれど。その辺のところ本当に地域の人に納得できるかたちでの、あるいはその契約みたいな本当にできるのかどうか、その辺のところがちょっと聞いておきたい。

副町長　この業務委託は、現在町が収集業務をやっております。その業務の
運転委託をやっていただこうと、こういうものです。今、西谷委員の
ご質問のように他の地域とかそんな所のごみは絶対収集しないわけ
です。斑鳩町が計画しているごみ収集業務のなかの運転業務やってい
ただくと、こういうことですから。他の市町村のごみは収集しないと、
また、できないということです。

西谷委員　運転手の、今の町の収集車で運転手を委託するという考え方でいい
んですね。

副町長　当然運転手、自動車の維持管理、検査、これは委託します。斑鳩町
が今ごみ収集しているパッカー車これを利用していただくと、こうい
うことです。

西谷委員　わかりました。

副委員長　他にご質問ありませんか。

(　　な　　し　　)

副委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
他に理事者の方から報告しておくことはございませんか。

(　　な　　し　　)

副委員長　以上、各課報告事項については終わります。
続いて、その他について各委員から何かご質疑等があればお受けい
たします。

(な し)

副委員長

その他についてもこれをもって終了します。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(な し)

副委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けします。

小城町長。

(町長挨拶)

副委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れ様でした。

(午前11時26分 閉会)